

コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査に係る ウェブアンケート業務 (仕様書)

第1 業務概要等

1 業務概要

コンビニエンスストア本部とフランチャイズ加盟店（以下「加盟店」という。）との取引実態を把握するために、公正取引委員会において加盟店向けにアンケート調査を実施するものである。アンケート調査は、専用のウェブサイトアクセスして回答する方式とする。

(1) 業務は次のとおりである。

- ①ウェブアンケート画面の設計
- ②ウェブアンケートの実施
- ③ウェブアンケートの回答を基にしたローデータ等の作成

(2) 調査対象者は、加盟店57,600店とする。

(3) アンケート実施期間は、令和2年1月18日（土）（アンケートの依頼状等を同年1月17日（金）に発送予定）から同年2月14日（金）までを予定しているが、期限内に回答できない加盟店もいることから、同年3月13日（金）までは回答を入力できるようにする。

2 業務の流れ

	公正取引委員会の作業	受託者の作業
画面の設計等	①ウェブアンケート設問を交付	
		②ウェブアンケート画面案の設計・ローデータサンプルの作成
	③ウェブアンケート画面案・ローデータサンプルの確認（必要に応じて修正事項を指示・指摘）	④ウェブアンケート画面案・ローデータサンプルの修正、確定
調査の実施	⑥必要に応じて回答状況をチェック	⑤ウェブアンケートの実施
納品等	⑧ローデータの受領	⑦ローデータの提出
	⑩集計データ等の受領	⑨集計データ等の納品

3 契約期間

契約締結日から令和2年3月19日（木）まで

（契約期間中に、下記第2に示す作業一式及び第4の1(3)に示す業務終了後にデータを削除した旨の書面の提出を実施）

第2 受託者が行う作業

1 ウェブアンケート画面の設計等

(1) 公正取引委員会がマイクロソフト社 Word で作成した加盟店向けアンケート調査の設問

（１９０問程度を予定，回答率５０％程度を想定）の趣旨・内容を改変しない形で，ウェブアンケート画面を設計すること。設問内容の詳細・操作性（回答を途中で保存できる機能など）については，別途，公正取引委員会から説明する。

また，ウェブアンケート画面には，アンケートの回答者に，留意事項や注意点を認識してもらえるよう表示を行うこと。表示内容の詳細（文言，フォントの大きさ，色など）は，別途，公正取引委員会から説明する。

- (2) 設計したウェブアンケート画面及び作成したローデータのサンプルについて，ウェブアンケート実施前にあらかじめ公正取引委員会が内容を確認する。
- (3) ウェブアンケートの URL 及び URL にアクセスできる QR コード１つを速やかに作成すること（アンケートの依頼状等に印刷するため。）。
- (4) 第三者のアクセスを防止するための措置（ID，パスワードの発行等）を講じること。なお，パスワードは共通のものを１つ，ID は回答者を識別できるよう５７，６００通りの ID を速やかに発行すること（アンケートの依頼状等に印刷するため。）。
- (5) 回答者の IP アドレスを記録すること。
- (6) ウェブアンケート画面及びローデータのサンプルについて，公正取引委員会が指示・指摘した修正事項は，必ず反映すること。

2 ウェブアンケートの実施

受託者は，ウェブにアクセスしてきた者であって，パスワード及び ID を正しく入力した者に対してウェブアンケートを実施すること。なお，１つの ID で回答を送信できるのは１回のみとする（同じ ID で何回も回答ができないようにする。）。

3 質問への回答・対応

ウェブアンケート実施期間中，設計したウェブアンケートの操作性等について，公正取引委員会又はコールセンター業者から問い合わせがあった場合には，その回答・対応を行うこと。

4 ウェブアンケート結果の集計処理

- (1) 受託者は，上記２で得た回答を基にローデータを作成し，速やかに納品すること。なお，その結果を基に，クロス集計又は表・グラフの作成作業を求める場合がある。表・グラフ等の作成については，これらを作成するためのソフトウェアの提供をもって作成に代えることもできる。詳細は，別途，公正取引委員会と協議し，決定する。
- (2) これらの成果物（ローデータ及び集計データ等）は，マイクロソフト社 Excel の形式で保存され，後日，公正取引委員会においても加工ができるものであること。
- (3) 公正取引委員会が指示・指摘した修正事項は，必ず反映すること。

5 納品

- (1) 第2の1(4)に記載のID及びパスワードについては、受注後、速やかに作成し納品すること。
- (2) 作成したすべての成果物（集計データ等）を電子媒体（CD-R等）に記録し、アンケート終了後一週間以内に納品すること。なお、公正取引委員会から集計途中のデータ提出を求められた場合には、その時点までの集計データを提出すること。

6 納品場所

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

7 納品検査

公正取引委員会は、納品の際、成果物に不備がないかどうか検査する。検査の結果、不備が認められた場合、受託者は、不備のないよう成果物を再度作成して納品すること。

8 著作権の帰属

本件契約により生じた一切の成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、全て公正取引委員会に帰属するものとする。

9 その他

公正取引委員会から報告を求められた際には、その都度、作業状況を報告すること。その他、公正取引委員会の指示に従うこと。

第3 業務工程

各作業については、公正取引委員会と協議の上、進めること。作業の進捗によっては、受託者に各作業内容に対応した形（期間）での業務工程表の作成を依頼し、公正取引委員会に提出を求める場合がある。

第4 契約により受託者が講ずべき措置等

1 秘密の保護・情報の適正管理

- (1) 受託者は、本件業務を遂行するために取得した情報等を本件業務以外の目的に使用してはならない。また、いかなる理由があっても、第三者（子会社を含む。以下同じ）への複製、貸与及び提供を禁止する。
- (2) 受託者は、本件業務を遂行する前に、作業に使用する機器がウイルスに感染していないか、Winny, Share 等のファイル交換ソフトがインストールされていないか等を必ず確認すること。ウイルスの感染やファイル交換ソフトがインストールされていることが判明した際には、ウイ

ルスの駆除、ファイル交換ソフトの削除等の必要な措置を必ず講じた上で本件業務を開始すること。

- (3) 本件業務において制作・記録・保存した中間データ及びローデータ等の電子データについて、本件業務完了後、速やかに当該ファイルを削除するだけでなく、削除した電子データがいかなる方法によっても復旧されることのないように、当該電子データの完全な消去を行い、本件業務完了後は当該データを保存・蓄積しないこと。

また、一切の電子データを削除したことを確認した上で、その旨を記した書面を公正取引委員会に提出すること。

2 実施体制等の確認

公正取引委員会が必要と認めた場合、公正取引委員会の担当者が業務の実施場所に赴き、本業務の実施体制や正確性、情報漏洩防止の実施状況等を確認するものとし、本仕様書に定められた方法（公正取引委員会が個別に指定した方法を含む。）以外の方法を採用している事実等が認められた場合には、公正取引委員会の指示に従い速やかに是正すること。

3 再委託

本件業務の全部を第三者へ再委託することは認めない。本件業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ公正取引委員会に承認を得ること。

4 スケジュールの遵守

受託者は、作成した業務工程表のスケジュール及び定められた納期を遵守すること。

第5 特記事項

- 1 見積り合わせ参加者は、見積書の提出前にあらかじめ企業取引課から本仕様書、アンケート表のイメージについて説明を受けること（参加者により、設問数の概念が画一的ではないと思われるため。）。

なお、当該説明を受けるに当たり、企業取引課に連絡した上で日時等を調整すること。

- 2 コンビニエンスストア本部を運営する事業者等と資本関係又は役員兼任関係にある事業者は、見積り合わせに参加することはできない。

- 3 ISMS 適合制度（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク制度のいずれかの認証を取得していること。

- 4 本件業務の遂行に関し、疑義が生じた場合は、公正取引委員会と協議すること。

5 本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、協議の上で決定する。

第6 見積り合わせの手続

1 見積書の提出

(1) 提出期限

令和元年12月5日（木）正午

(2) 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：open-counter@jftc.go.jp

(3) 提出方法

持参，郵送，FAX又は電子メール

FAX又は電子メールにより見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合は，受注後速やかに見積書の原本を提出すること。

(4) 提出書類

ア 見積書（消費税込みの総額を明示）

イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

ウ ISMS 適合制度（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク制度の登録証の写し

2 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方，契約金額）は，契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか，以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

3 その他

(1) 「オープンカウンター方式による見積り合わせの公示」の「2 参加資格」を満たしていること。

(2) 見積書の提出をもって，別添の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

(3) 本件業務を受注した者は，受注後速やかに別添の「情報の保護に関する誓約書」を提出すること。

第7 問い合わせ先

1 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話番号：03-3581-5474（直通）

2 仕様関係

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話番号：03-3581-1882（直通） 担当：桐澤，小野，関場

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己，下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは，当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合，又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は，警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに，公正取引委員会に報告いたします。

情報の保護に関する誓約書

当社（以下「乙」という。）は、公正取引委員会（以下「甲」という。）が発注する「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査に係るウェブアンケート業務」の実施に際して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定される「個人情報」を含む。以下「情報」という。）を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- 2 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための実施内容及び管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 3 乙は、本契約に係る業務の実施に当たり、乙若しくはその従業員、再委託先、又はその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 4 乙は、乙の資本関係・役員等の情報、本契約に係る業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を、甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 5 乙は、本契約に係る業務に携わる者の特定及び当該業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する事項を、甲の求めに応じて書面で報告すること。また、変更があった場合には、甲の求めに応じて速やかに書面で報告すること。
- 6 乙は、甲と合意した、情報の受渡し方法や本契約に係る業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
- 7 乙は、本件業務の一部を第三者（子会社を含む。）に委託し又は請け負わせる場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。
- 8 乙は、情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。
- 9 乙は、情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、甲は、必要と認めた場合は、乙の管理体制、実施体制、個人情報の管理状況等について、乙に対し質問し若しくは資料の提供を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができること。

- 10 乙は、業務完了後は、甲の指示に従い、確実に、情報を返却し、又は抹消し、その旨を書面で報告すること。
- 11 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- 12 乙は、情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を採ることとし、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要に応じて措置を講じること。
- 13 甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができること。
- 14 乙は自己の従業員及び本件業務の遂行に関与する者についても、上記 1 から 12 までの事項の遵守を徹底させること。

令和 年 月 日

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 名

印